令和６年度
自主防災訓練等への市の支援について

佐倉市危機管理課

令和６年２月作成

目　次

Ⅰ　令和６年度 自主防災訓練等への市の支援概要

１．防災訓練用備品支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２．職員派遣による指導支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
地震体験車の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
職員派遣を申請する際の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
【千葉県】防災研修センターのご紹介・・・・・・・・・・・・・・・・　６

Ⅱ　各種申請の受付について

１.「職員派遣」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
２.「防災訓練用備品貸出」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
３.「非常食」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
非常食の提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

Ⅲ　参考

１．＜例＞防災訓練実施（危機管理課職員派遣申請する場合）の流れ・・・　９
２．消防組合が支援する訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
３．令和６年度防災関連事業（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

【各種申請書】

（別紙１）行事等における職員派遣申請書・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（別紙２）防災訓練用備品貸出申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
（別紙３）非常食提供申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

Ⅰ　令和６年度 自主防災訓練等への市の支援概要

１．防災訓練用備品支援

地域での防災訓練等でご活用ください。
防災訓練用備品の貸出期間を最長１４日間とさせていただきます。

	品目	内容	具体例
貸出	ＤＶＤ	防災関連の映像資料です。 地域住民のための防災知識習得や防災啓発のためにご活用ください。	・『大地震がちばを襲う』 ・『未来へ伝え、つなぐ』 ・『テレビカメラが見た東日本大震災』 他
	避難所運営ゲーム（ＨＵＧ） **訓練時間：2 時間**	年齢、性別等あらゆる条件が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図に配置しながら、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。地域には多様な人々がいることの気づきにもつながります。	
	クロスロード **訓練時間：1～2 時間**	カードゲーム形式の防災教材です。 災害を自分の身に引き寄せて考えると同時に、他者のさまざまな考えを知ることができます。	
	消火訓練	・水を充填した模擬消火器 ・初期消火訓練用 ※最大貸出本数は５本です。	
	かまどセット	・炊出し訓練用 ・地域における資機材購入の参考にもなります。 ・燃料は灯油です。	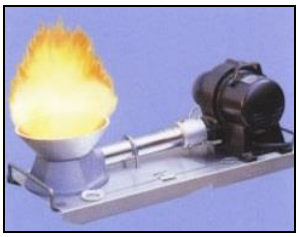
提供	**非常食** ８月頃 提供開始予定	・炊出し訓練用にアルファ米及びクラッカーを提供します。（数には限りがあります。） **※p. ８の詳細を必ずご覧ください。**	

※写真はすべてイメージです。

２．職員派遣による指導支援

地域で実施する防災訓練等行事に職員を派遣して、防災指導を行います。

項目	内容	具体例
１．防災講話	地域住民向けの防災講話を行います。 時間：３０～６０分 **※３０名以上の参加が対象**	○自助・共助の重要性
２．避難所運営ゲーム（HUG）	避難所で起こる様々な出来事についてカードを使って疑似体験して頂くゲームです。	○避難所運営について学ぶ
３．その他	＜例＞ ・消火訓練（水消火器） ・クロスロード ※事前に協議が必要です。	－

※防犯に関する講話（振り込め詐欺対策など）も行います。詳細は、防犯・安全安心対策班にお問い合わせください。（電話：４８４-６１６１）

※職員派遣を申請される前に、次ページの注意事項を必ずご確認ください。

地震体験車の廃止について

地震体験車は、市民の皆様の防災意識の高揚に資するため、平成１２年１１月に導入してから自主防災組織や自治会の防災訓練時に派遣を行い、多くの皆様に体験していただいておりました。

しかしながら、導入から２３年経過し、制御盤の故障により起震装置の操作が不可能であること及び製造・納品業者の修繕等事業撤退により、地震体験車は廃止することといたしました。

ご理解くださいますようお願いいたします。

職員派遣を申請される前に、必ずお読みください！

職員派遣を申請する際の注意事項

■防災訓練等行事の主催は実施団体であり、危機管理課が企画して行うものではありません。実施団体が自ら内容を検討し、必要がある場合に職員派遣について申請いただくようお願いします。訓練メニューや構成に関して、分からないことがありましたらご相談ください。

■**１団体・年１回のみ**の職員派遣とします。

■原則として、**１日に行う職員派遣は１団体です**。

■市等が実施する事業（イベント）等により、職員派遣できない日程があります。令和６年２月時点で、職員派遣できない日程は以下のとおりです。

４月	1～7 日	１０月	7～15、19、20、27 日
５月	3～6、25～31 日	１１月	ー
６月	1、2、8、9 日	１２月	28～31 日
７月	9、13、18、19、30 日	１月	1～5、11～13、26 日
８月	ー	２月	ー
９月	ー	３月	22～31 日

■以下のような場合には、予約されていても職員を派遣できなくなります。
・佐倉市に注意報・警報等が発表された場合
・佐倉市が災害を受け、危機管理課の災害対応業務が継続している場合
（令和元年度においては、台風１５号から２１号の災害対応により、９月～１１月に予約されていた職員派遣をすべて中止させていただきました。災害が落ち着いても、災害発生から数か月間、職員派遣を中止する可能性があります。）
・選挙が実施されることになった場合（投票日付近）

防災に関する研修を受けたい方へ

【千葉県】防災研修センターのご紹介

千葉県消防学校では、地域防災力向上のため、年間を通じて講義、図上訓練、実技訓練など、様々な研修を行う「防災研修センター」の業務を行っており、企業の自衛防災組織、地域の自主防災組織、市町村職員などを対象とした訓練や研修を実施しています。

今後の地域、御家庭などでの防災活動の参考に、是非当センターの研修を受講ください。

＜カリキュラム例＞

- 地域防災リーダー基礎コース
- 消防防災活動コース（実技）
- 災害図上訓練コース
- 避難所開設・運営コース
- 要配慮者支援コース
- 住民避難対策コース
- 復旧・復興コース

詳細は、以下のホームページをご確認ください。研修に関するお問い合わせ・お申込みもこちらから。

▼防災研修センター（千葉県消防学校）ホームページ ▼

https://www.pref.chiba.lg.jp/shougaku/bousaikensyuusentar.html

Ⅱ　各種申請の受付について

１.「職員派遣」について

●自主防災組織

・３月１２日（火）までに指定の申請書で申請のあった組織を優先的に受付します。※自主防災組織には、２月に指定の申請書を送付します。
３月１３日(水)以降に申請される場合は、下記「その他団体」と同様の受付となります。

・次年度担当者と協議の上、申請してください。

●その他団体（自治会・まちづくり協議会等）

・３月１２日（火）までの自主防災組織の申請が完了した後、申請がなかった日（空きのある日）について**３月２６日（火）９時００分から**危機管理課の窓口または電話（４８４－６１３１）にて、**先着順**で予約を受付します。

・ご連絡のあった時点で既にほかの予約が入っている日は受付できません。

・予約完了後に必ず「行事等における職員派遣申請書」（ｐ．１１）をご提出ください。

２.「防災訓練用備品貸出」について

●自主防災組織・その他団体（自治会・まちづくり協議会等）共通

３月１３日（水）から、危機管理課の窓口または電話にて、先着順で予約を受付します。

予約完了後は、必ず「防災訓練用備品貸出申請書」（ｐ．１３）をご提出ください。

※貸出及び返却は、原則として佐倉市役所敷地内で行います。

※貸出期間は、最長１４日間となります。

３.「非常食」について（８月頃提供開始）

●自主防災組織

自主防災組織の申請を優先的に受付します。

申請方法について、６月下旬～７月上旬に、自主防災組織代表者宛に郵送により指定の申請書や受取方法などのご案内を送付します。このときは p.１５の「非常食提供申請書」は使用しません。９月以降に申請される際は、p.１５の「非常食提供申請書」をご使用ください。

●その他団体（自治会・まちづくり協議会等）

自主防災組織への提供が完了した後、残った非常食について、**９月２日（金）９時００分から**、危機管理課の窓口で**先着順**に受付します。申請の際は、「非常食提供申請書」（ｐ．１５）をご提出ください。

※非常食のお渡しは、窓口への申請書提出時のみです。
　電話での予約・取り置きはできません。（残りの有無はお答えできます）

※申請前に必ず p.８「非常食の提供について」をご確認ください。

非常食の提供を申請される前に、必ずお読みください！

非常食の提供について

現在、市では指定避難所の防災倉庫に、非常食（アルファ米とクラッカー）を備蓄しており、計画的に毎年入れ替え作業を行っています。

入れ替え対象の非常食については、防災訓練等を予定している団体へ炊き出し訓練用として必要数提供しています。

申請方法に関しては、ｐ．７の［３．「非常食」について（８月頃提供開始）］を参考にしてください。

（注意事項）

・提供の開始は８月頃です。
・賞味期限：アルファ米＝２０２５年７月
　　クラッカー＝２０２５年６月
・提供を受けた団体が、備蓄するためのものではありません。
・アルファ米は、１箱５０人分です。（小分けされていません）
　したがって、提供できる対象訓練は、５０人以上の参加が見込まれる訓練です。
・クラッカーは、５０人参加に対して１缶を提供します。
　（１缶は３５人分ですが、１人分のパックに２袋入っており７０袋まで分けられます）
・非常食の提供数は、訓練参加人数を超えない数とします。
・多くの団体が提供を受けられるよう、１団体につきアルファ米は４箱、クラッカーは２缶を上限とします。

〈提供数まとめ〉

・参加予定が５０人未満の訓練　→　提供できません
・５０～９９人参加予定の訓練　→　アルファ米１箱、クラッカー１缶
・１００～１４９人参加予定の訓練　→　アルファ米２箱、クラッカー２缶
・１５０～１９９人参加予定の訓練　→　アルファ米３箱、クラッカー２缶
・２００人以上参加予定の訓練　→　アルファ米４箱、クラッカー２缶

・数に限りがあるため、なくなり次第終了となります。
・非常食の提供を受けられるのは、**１年度に１団体１回**です。

Ⅲ　参考

１．＜例＞防災訓練実施（危機管理課職員派遣申請する場合）の流れ

自主防災組織等

組織内で、防災訓練の内容等を協議してください。

→ **訓練会場の確保**

関係機関の協議・派遣が必要な場合

危機管理課の職員派遣を希望される場合

関係機関等へ協議・申請等

・消防署、消防団
・公園占用（公園緑地課）
・道路占用（警察署等）

危機管理課へ仮予約

（事前相談してください。電話等で、訓練日時・会場・訓練内容をご相談ください。）

仮予約が完了したら、1 週間以内に申請をしてください。

危機管理課へ申請書提出

「行事等における職員派遣申請書（p. １１）」をご提出ください。

協議・申請が完了

関係機関等

防災訓練に、関係機関職員等が派遣されます。

危機管理課

防災訓練に、市職員を派遣いたします。

自主防災訓練等の実施

広く住民に参加を呼び掛けてください。

検討

自主防災組織等（訓練を終えて）

訓練で見つかった課題を活かして、「備え」を強化します。
また、訓練の反省点は次回の訓練で改善しましょう。

２．消防組合が支援する訓練

次の訓練は、佐倉市八街市酒々井町消防組合が訓練支援を行っております。
詳細については、消防組合にお問い合わせください。
（１）初期消火訓練・・・訓練用水消火器を使用して消火訓練を行います。
（２）煙体験訓練・・・・火災発生時の煙の疑似体験をします。
（３）応急救命訓練・・・ＡＥＤの使用方法を訓練します。
（４）防災講話

【問合せ先】
佐倉市八街市酒々井町消防組合
電話　043-481-0119

３．令和６年度　防災関連事業（案）

（１）佐倉市消防団操法大会
日程　令和６年５月２６日（日）
会場　佐倉城址公園自由広場（予定）

（２）佐倉市水防訓練
日程　令和６年６月１日（土）
会場　未定

（３）佐倉市民防災訓練
日程　令和６年１０月１３日（日）
会場　佐倉市立染井野小学校

（４）佐倉市消防出初式
日程　令和７年１月１２日（日）
会場　佐倉市内岩名運動公園岩名球技場（予定）

※上記事業は、注意報・警報等の発表によって災害対応となった場合等により、中止となることがあります。

（別紙１）　　年　　月　　日

行事等における職員派遣申請書

（宛先）佐倉市長

（申請者）団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり、職員の派遣を申請します。

行事名称	
内容	
行事日時 **（訓練日時）**	年　　月　　日（　　） 午前・午後　　時　　分から午前・午後　　時　　分 **※雨天の場合、（ 中止 ・ 実施 ）します。**
行事場所	
住所	
職員派遣 **依頼内容**	□ 防災講話　□避難所運営ゲーム（HUG） □ その他（内容：　　）
参加予定者	約　　名
備考 （その他依頼事項等）	
行事担当者	※行事に関する問合せ先が代表者と異なる場合はご記入ください。 氏　名： 連絡先：

---------- 市記入欄 ----------

決定伺い（担当課使用欄）

課長	班長	供覧

このことについて、職員　　名を派遣してよろしいか伺います。　（裏面へ）

（裏　面）

〇注意事項

１）次の場所で訓練をする場合、事前の手続きが必要となります。

Ａ　公園の場合

→事前に、公園緑地課へ「都市公園内行為許可申請書」を提出し許可を受けてください。

Ｂ　道路の場合

→市道等の公道を使用する場合は、事前に「道路使用許可申請書」を警察署長に提出して許可を得てください。

Ｃ　学校の場合

→各学校へグラウンド等の使用について許可を受けてください

※災害時や警報等が発令されている場合や、佐倉市が災害を受け、危機管理課の災害対応業務が継続している場合等、「行事等における職員派遣申請書」を事前に提出いただいても派遣を中止する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※他の自主防災組織等と訓練希望日が重複した場合、日程を調整していただく場合がありますのでご了承ください。

（別紙２）　　年　　月　　日

防災訓練用備品貸出申請書

（宛先）佐倉市長

（申請者）団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり、防災資機材の貸出を申請します。

訓練名称	
訓練場所	
貸出期間 （最長１４日間）	年　　月　　日（　　）午前・午後　　時から 年　　月　　日（　　）午前・午後　　時まで
貸出品	必要な備品の□に✓点を付け、必要数を記入ください。 □ ＤＶＤ　（　　）枚 タイトル：『　　』 □ 避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）　（　　）セット □ クロスロード（１セット＝５人分）（　　）セット □ 水消火器（最大５本）　（　　）本 □ かまどセット（最大２台）　（　　）台
参加人数	約　　名
訓練担当者	※代表者と訓練担当者が異なる場合、ご記入ください。 氏　名： 連絡先：

---------- 市記入欄 ----------

決定伺い（担当課使用欄）

課長	班長	供覧

このことについて、上記備品を貸出してよろしいか伺います。

（別紙３）　　年　　月　　日

非常食提供申請書

（宛先）佐倉市長

（申請者）団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

このことについて、下記により訓練を実施しますので、非常食の提供を申請します。

１．非常食希望数	アルファ米（１箱５０食）	箱　（上限４）
	クラッカー（１缶７０袋）	缶　（上限２）
２．訓練日程		年　月　日（　） 時　分から　時　分
３．訓練内容		
４．訓練実施場所		
５．参加予定者		約　　名

※５０人の参加に対してアルファ米は１箱、クラッカーは１缶を提供します。
※１団体につき、アルファ米は４箱、クラッカーは２缶を上限とします。
※数に限りがありますので、無くなり次第終了となります
※この申請書は原則９月以降に使用します。詳細はｐ．７をご覧ください。

上記申請した非常食について、申請日当日、確かに受領しました。

受領者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

---------- 市記入欄 ----------

決定伺い（担当課使用欄）

課長	班長	供覧

このことについて、上記のとおり承認してよろしいか伺います。　　（裏面へ）

（裏　面）

〇注意事項

※提供を受けた団体が、備蓄するためのものではありません。
※防災訓練以外のイベントには、非常食の提供は行いません。
※提供する非常食は、賞味期限まで１年未満のものです。
　賞味期限内に、訓練等その場で必ず消費して下さい。
※地域において防災啓発行為を必ず実施してください。